

文教厚生常任委員会報告書

令和6年2月21日
委員長 古賀 誠視

文教厚生常任委員会に議会閉会中の調査事項として付託を受けておりました事項について、調査の概要を報告いたします。調査に際しましては、令和6年1月25日、26日、29日に関係部課長等に出席を求め、委員会を開催いたしました。

【教育部】

教育総務課

資料記載事業について報告。

委員から、古賀東中学校大規模改造工事における太陽光パネルの発電容量と見込む効果、授業と工事の関係についての問いに、発電容量として30キロワットで、電力使用量が少ない時期に合わせた発電容量となっており、過剰発電を防止している。電気代の節減が主な効果で、発電状況と連動したモニターにより、電力を賄っていることを生徒に伝えることで今後の教育等に生かしていきたい。なお、工事については、屋上での作業のため、授業に影響することはないとのこと。学校施設の在り方について、能登半島地震を受けて認識に変化はあったかとの問いに、新たに学校施設の避難所としての側面も浮き彫りになった点もあり、防災部局等と連携を密にし、改善を図っていく必要がある。教育総務課としては日々子どもたちが集う場所として、また、防災部局としては、いざというときの防災面の機能を子どもたちが使う学校施設の中にどう織り込んでいくか、今回の地震を受けてアップデートしていく必要性を認識しているとのこと。学校施設は運動場や広い敷地もあり、マンホールトイレを考慮に入れてはとの問いに、今の段階でマンホールトイレを設置する具体的な検討は行っていないが、避難所の在り方について防災部局と、能登半島地震を教訓とした課題を共有しながら改善、研究を積み重ねていきたいとのこと。

学校教育課

資料記載事業について報告。

委員から、古賀市部活動地域移行等検討委員会の目的と役割はとの問いに、今後10年後には200人程度の生徒減が見込まれ、教職員の働き方改革の推進もあり、学校部活動はこれまでと同様の体制での運営が難しくなることが想定され、持続可能な運営主体の在り方や、学校と地域が連携した新たな活動の在り方を構築していく必要がある。そこで古賀市立中学校の部活動について、生徒の多様な体験の機会を確保し、持続可能な運営体制を構築するための計画の策定等に必要な事項を調査・審議するのがこの検討委員会の目的とのこと。水泳授業について、季節を考慮した実施期間、資料に挙げている課題の対応、場所や回数などを検討していくのかとの問いに、実施時期については、令和6年度は4月から水泳授業を実施し、遅いところでも年内、11月末ぐらいまでには終われると考えている。検討すべき事項に挙げている花鶴小学校の送迎バスの駐車場所は、大型バスが校内に入れないことから、小型バスを利用することで解消されると考えている。場所については次年度予算編成に向けて検討を行っている。実施回数は3回だが、実質的には学校プールで行ったときの6回分に相当するものと認識しており、現時点では回数を増やす認識はないとのこと。水泳授業のための移動中の安全対策について、1度アクシデントがあったが、その後、委託業者との間で新たな確認や指導等はなされたのかとの問いに、委託業者とは移動中におけるバスの交通事故の際の

事故処理マニュアルを共有し、検討を進めている。また、事故が起こった際の対応を校長会で報告して、認識を共有すること。不登校の相談指導を受けた児童生徒の減少理由と、スクールソーシャルワーカーの1名増員に対する評価や課題はとの問いに、担任の先生や児童生徒支援の先生が頻りに電話や家庭訪問の支援を行っているが、文部科学省が実施する児童生徒の不登校等に関する調査ではこの活動はカウントされない。スクールソーシャルワーカーの対応実績について、令和5年度11月末時点では、令和4年度の同時期と比べてスクールソーシャルワーカーの対応ができた延べ実人数は67人から93人へと大幅に増えており、評価しているとのこと。

青少年育成課

資料記載事業について報告。

委員から、アンビシャス広場がなくなると聞いたが、アンビシャス広場は今後も継続して行われるのかとの問いに、アンビシャス広場は県の独自事業の名称であり、現在は国と県の補助事業である放課後子供教室事業の中でアンビシャス広場の活動も実施しているため大きな影響はないとのこと。移転前の前年11月と12月の実績と比べて、青柳児童センターの利用者の人数が総数で2.5倍と増えているが、利用が多かった要因はとの問いに、グリーンパーク内にある事での相乗効果や、センター開所に当たって古賀東中校区内の学校に事前登録用紙を配布し、広報等でも開所に関する周知を行い、子どもたちの目に触れる機会が多かった。青柳町に移転し、近くの子どもの登録は比率的に多くなっている。小野校区の子どもも登録をしており、乳幼児の親子については古賀東中学校校区以外の古賀市に住んでいる方の利用もあり、校区にかかわらず利用があるとのこと。青少年支援センターの子ども家庭センターへの移管理由についての問いに、以前は非行の問題が多かったが、今は非行への対応はほとんどなく、相談内容が家庭児童相談室と青少年支援センターとで重なっているところもあり、一つの相談窓口にすることで相談も対応も円滑に行いやすいものと考えているとのこと。

生涯学習推進課

資料記載事業について報告。

委員から、中央公民館大ホールについて、リニューアル基本計画の中で市民ホール化するには法的位置づけの変更が必要とあるが、どの部分を変更すれば可能になるのかとの問いに、リーパズプラザこがの中央公民館は社会教育法の下にあり、興行(営利目的の活動)の禁止がうたわれている。もう一つの制限は都市計画法上の用途地域の問題で、リーパズプラザこがが建っている場所は、用途地域で第1種住居地域で、集客目的の活動ができないエリアになっている。都市計画法上の手続として用途変更をかけた上で劇場音楽堂法等の位置づけに変えることで市民ホール化が可能になるとのこと。第3次生涯学習基本計画はリーパズプラザこがのリニューアルを誘導するための計画なのか、古賀市民が豊かな人生を送れて生涯学び続ける環境づくりをめざしているのかとの問いに、古賀市生涯学習基本計画は第1次計画から第2次、第3次とつながりの中で生まれた計画で、リニューアルありきということではない。ただ、この計画期間中にリニューアルが起こることはまず間違いなく、リニューアルも生涯学習基本計画を実現していくためと考えている。リニューアル計画を正当化もしくは推進するために生涯学習基本計画ができてきたのではないとのこと。サウンディング型市場調査を行っての手応えや評価はとの問いに、コンサルティング会社も多くのサウンディング調査を手がけているが、20者からの反応が返ってきたことは聞いたことはないとのこと、手応えを感じており、予想以上の成果を得ることができたと考えているとのこと。スポーツ推進計画の基本目標の中に「保護者に対し運動遊びの必要性を働きかけるための周知・啓発の実施」とある

が、具体的にはどのような内容を周知・啓発するのか、また、子どもに対しての周知・啓発はどうかとの問いに、これまでは保護者に対して運動遊びの必要性の周知については特に行っていなかった。専門知識をお持ちのスポーツ推進員の力を借りて、今後そういった啓発ができないか、子どもに対しての周知も併せて考えているとのこと。

文化課

資料記載事業について報告。

委員から、古賀市立図書館の市民利用登録率が、令和3年度は27.4%だったものが令和4年度は26.6%と減少しているが、課題や対応はどの問いに、新規の利用者は伸びている。しかし、古賀市は実登録者を把握するために、利用登録の有効期間満了から3年を経過しても更新されない方の登録を抹消していることで、登録者全体数は年々少なくなっているとのこと。図書館での電子図書の利用状況はどの問いに、新刊を購入した際には利用が伸びるが、全体では電子よりも紙の本を求める傾向が相変わらず強い状況。利用を促すために、紙の本として多くの予約が入るもの、電子で読みやすいライトノベルなどを増やすなど、選書を工夫している。また、昨年10月からは、新刊書の購入にあわせ新刊を案内するミニリーフレットを作成して、図書館、JR古賀駅、サンリブ古賀に設置しているブックポストに設置してPRに努めているとのこと。

学校給食センター

資料記載事業について報告。

委員から、視察を行った佐伯市では地元農産物の活用について生産者と学校給食センターと農林振興担当で話し合いを持っており、農家や生産者を支えながら確保していく積極的な努力の大切さを感じたが、古賀市ではどのように取り組んでいるのかとの問いに、古賀市の農産物で昨年度までなかったタマネギや大根等も今年度から取り入れている。農林振興課とも連携し、古賀市の認定農業者協議会や新規就農者への声かけ等、農産物を増やす取組をしているとのこと。食物アレルギーによる飲用牛乳の提供と給食費の減額の運用について、疾病及び宗教思想による場合を対象外とした理由についての問いに、今回はアレルギーに限定して運用を始め、疾病及び宗教に関しては始めた後に学校の状況、保護者等の声を聞きながら今後検討するとのこと。強化磁器食器からPEN樹脂食器への更新を検討しているとのことだが、そもそも更新する必要性や更新理由はどの問いに、必ずしも更新をする必要はない。しかし、更新することで、輸送中の食器の破損、破損による怪我や異物混入を防ぎ、また、軽量化されることで子どもたちの運搬が容易になることから検討しているとのこと。

【保健福祉部】

保健福祉部

資料記載事業について報告。

委員から、介護保険料について、2億5,930万円の基金を繰り入れることによって値上げ幅を月額で200円程度に抑えているが、基金繰入れを決断した理由はどの問いに、基金繰入れを決断した理由の一つは、1件ではあったがパブリックコメントの意見にて、基準額で月700円上がる計画案に対し、高すぎる、苦しいという率直な意見があった。恐らく多くの方も同様なお気持ちであると思っている。今回、国の通知を受けて算定した基準月額5,712円でも600円以上上がり、それぞれの所得段階で計算しても、増加額が高い所では月3,000円以上上がるため、急激な上昇は抑えたいとの思いで基金の繰入れを決断したとのこと。介護保険料の所得段階の第9段階目の所得要件は320

万円以上 420 万円未満で、この段階を高所得者層というのは違和感がある。また、所得要件の上限が 720 万円以上となっているが、税の公平な分配の観点から、上限を 1,000 万円以上に増やして介護保険料を負担していただく考えはないのかとの問いに、所得金額は収入金額から控除額を差し引いた金額になるので、第 9 段階の 320 万円以上 420 万円未満の方も一定以上の所得がある方と考えている。今回は、国の改定内容が多いことから、市独自の所得段階を設定するのではなく、国の標準のとおり第 9 期では実施したいとのこと。

健康介護課

資料記載事業について報告。

委員から、ヘルスアップぷらん案中記載の「食育に関心を持っている人を増やす」の意図についての問いに、人が食を通じて健康を維持していくというところが主であり、健康介護課の立場では食そのものよりも、どういう物を選んでどんな物を食べていくのか、食育に関心を持つ人を増やしていくという意味合いとのこと。今日示されたヘルスアップぷらん案のパブリックコメントの期間について、今後どのように最終的に計画を決定するのかとの問いに、パブリックコメントは、1 月 29 日月曜日から 2 月 27 日火曜日までを実施期間としており、その後、第 4 回の健康づくり推進協議会に諮り、そこで答申がなされ、決定となるとのこと。がん検診により早期発見・治療につながった状況と若年健診未受診者対策についての問いに、五大がんを中心に検診を実施しているが、がんの発見に関しては、年度によって異なるが、大体 1 桁の人数が発見されている。若年者への受診勧奨については、対象者自身に個別に伝え、若い方の利用が多いラインなどでも周知をしているとのこと。特定健診の受診券を持って人間ドックを受けに行った場合の市の補助についての問いに、医療機関が限られているが、市が契約している医療機関に受診券を持って行けば、特定健診に該当する部分、約 8,000 円分は市の助成により特定健診を受けるのと同様に 500 円分になるので、総額から引かれることになるとのこと。

隣保館

資料記載事業について報告。

委員から、スタンドアローン（一人で立つ）支援事業では、定員以上の参加が見られるところも多かったが、その対応はとの問いに、8 月 22 日以降の分は 30 名の定員に対して 48 名になっているが、参加者としては多いときでも 35 人程度で、部屋を工夫しながら対応しているとのこと。人権センターは市民部、隣保館は保健福祉部と、国の法律や省庁の関係で部署が分かれていると思うが、今後の連携や隣保館そのものの在り方、分かれている理由はとの問いに、人権センターは市民全体を対象に、全ての人権について取り組んでいる。隣保館は部落差別をはじめとする様々な差別に対して啓発を行うという点是一緒だが、より隣保事業の対象者に焦点を当てた、きめ細やかな事業を展開していると考えている。人権センターとの関わりと連携では、部落差別をはじめとする様々な差別に対する啓発という点是一緒であり、啓発や啓発物等の作成の際には連携し、協議や啓発を実施しているとのこと。

福祉課

資料記載事業について報告。

委員から、非課税世帯への世帯当たり 7 万円の支給について、報告では 1 月下旬に案内通知を送付予定ということだが、これだけ時間がかかる理由と支給ができるのはいつ頃かとの問いに、議決後すぐに事務手続等は開始しているが、契約関係やシステムの改修、対象者の抽出等にある程度期

間を要し、予定していた1月下旬の発送となった。発送した対象者の方は2月7日までに受給拒否もしくは口座振替先の変更等の受付を行い、その後、伝票等で支給の手続を開始することとしており、最短で2月21日以降の支給となる予定とのこと。福祉相談系の相談の中で、自立相談、家計改善、就労準備、一時生活支援など、どのような相談支援が行われているのかとの問いに、生活困窮者の方の自立相談等は、それぞれの専門職、相談員が自立の相談を受けた後に、家計相談員と聞き取りを行い、家計表を作ったの見直しや就労準備支援の相談員と情報共有をして、社会性を身につけながら寄り添った支援を行っているとのこと。千鳥苑の今後の指定管理者の指定における大まかな計画やスケジュール感についての問いに、前回の説明時からは特に進捗等がないため、今の段階で示せる内容はなく、機会が来たときに改めて提案させていただくとのこと。

子育て支援課

資料記載事業について報告。

委員から、育児休業取得時にゼロ歳から2歳までの保育園児は退所を要する件について、運用の見直しはどのようになっているかとの問いに、今、4月以降の入所調整をしている状況であり、何とか継続して入所ができるように検討しているとのこと。病児保育の利用状況について、去年の同時期との比較では、こどもこころクリニック「ここん・こが」では462人が719人と利用者数がかなり増えているが、その要因をどのように認識、把握しているのかとの問いに、利用者数の増については、4月から病児保育の無償化が福岡県の事業として開始され、2,000円を上限に無償化されるため、実質無償化となること。もう一つは、インフルエンザやアデノウイルスなどの感染症が増えていることも要因と考えているとのこと。子ども家庭センター設置の趣旨として、全ての妊産婦、子育て世帯、子ども、若者への相談支援を一体的に行っていくとあるが、どのような体制となるのかとの問いに、令和6年4月の児童福祉法等の改正により、各市町村に子ども家庭センターの設置が努力義務化されたことに合わせて、今回設置しようとするもの。現子育て支援課の名称を子ども家庭センターに変更するとともに、青少年支援センターの機能と家庭児童相談室の機能を統合した「子ども・若者相談室」を設置し、子どもに関わる相談機能を一元化する。今回の法改正は、母子保健と児童福祉の分野を一体的に運用していくというところが大きな趣旨で、既に子育て支援課にはその体制があり、課名を変えて改正児童福祉法にも対応をしていけると考えているとのこと。

なお、本委員会で、令和6年1月11日に大分県佐伯市で「佐伯市食育推進計画」、12日に大分県大分市で「J:COM ホルトホール大分」についての視察を行いました。